

四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領 参考資料

四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付要領（以下、「交付要領」という。）第10条（実績の確認）に関する参考資料として、下記に例を示す。

【実績として認める例】

- ・ 落石や土砂崩壊（災害）が原因となって片側又は全面通行止めとなった道路の崩土処理等の余裕時間を許されない緊急の応急復旧工事。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
- ・ 落石や土砂崩壊（災害）が原因となって河道溪流が阻害又は閉塞となった崩土処理等の余裕時間を許されない緊急の応急復旧工事。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
- ・ 台風等の異常な気象状況の中で行った以下の1. および2. の作業。但し、1箇所当たり30分程度の作業は実績として認めない。
 1. 倒木・流木で発生した被害に対する作業、及び倒木・流木による被害発生の予兆があり、かつその予兆の拡大等による、喫緊に被害の発生が想定された、余裕時間を許されない緊急の倒木処理作業・流木処理作業。
 2. 堤防の決壊・越水・洗掘・漏水、又は落石や土砂崩壊等で発生した被害に対する作業、及びこれの予兆があり、かつその予兆の拡大等による、喫緊に被害の発生が想定された堤防の決壊・越水・洗掘・漏水・又は落石や土砂崩壊等に対する、余裕時間を許されない緊急の作業。
- ・ 台風等の異常な気象状況の中で、「災害対策基本法第二条第一項」で定義されている、落石や土砂崩壊による被害発生の予兆が確認され、かつその予兆の拡大等による、喫緊に被害の発生が想定された現象があり、全面通行止め等により現地を封鎖し、台風の通過後に作業の安全確認・現地調査・対策工検討等に時間を要したが、その後に実施した余裕時間を許されない緊急の応急復旧工事。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
- ・ 冬期の雪害対応を含む契約がされた経常維持工事における融雪材散布もしくは除雪作業が完了し平常に回復した後に実施した、2夜連続の融雪材散布もしくは除雪作業。
- ・ 災害時等の異常時に対する緊急の対応等を行うことを目的に締結した協定に基づき実施した、融雪材散布もしくは除雪作業。
- ・ 内水被害（災害）における内水排除作業。
- ・ ○○河川国道事務所長の指示により、○○地方における内水排除対策のための排水ポンプ車出動・内水排除作業。

- ・港湾法の外郭施設である防波堤（重力式）の滑動が発生、または滑動の予兆があり、かつその予兆の拡大等による、喫緊の航路または泊地の封鎖発生が想定された余裕時間を許されない緊急の滑動抑制に関する工事。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
- ・港内または航路等海域における漂流物または沈降物の回収等、余裕時間を許されない緊急の応急復旧工事。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
- ・海域における流出した特定油（海防法施行規則第29条）の防除措置における、余裕時間を許されない緊急の応急復旧作業。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
- ・災害に起因した、公共土木・建築施設等における電力・通信・給排水・空調機能の途絶に対する、余裕時間を許されない緊急の応急復旧工事。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。

なお、「実績」として認められないものは、四国地域において、四国地方整備局長・四国地方整備局管内の事務所長・四国四県の知事または四国内の市町村長からの指示もしくは要請、四国地域以外においては、四国地方整備局長・四国地方整備局管内の事務所長からの指示もしくは要請に基づく、災害時における緊急復旧等に限るものとし、「指示もしくは要請」された者の下請け会社または協力会社として行った「実績」は実績として認めない。

【実績として認めない例】

- ・災害発生後に入札公告された災害復旧工事。
- ・事前通行規制（全面通行止め）した区間における通行解放前に行った倒木処理・塵芥処理・路面清掃。
- ・台風等の異常な気象状況の中、通行規制を伴わずもしくは一時的な通行規制（1箇所当たり30分程度）により行った倒木処理・塵芥処理・路面清掃。
- ・冬期の雪害対応を含む契約がされた経常維持工事における、融雪材散布もしくは除雪作業で、その作業が完了し平常に回復した後の2夜連続の融雪材散布もしくは除雪作業が実施されていない実績。
- ・災害に起因しない、または緊急（現地作業着手までに余裕時間を許されない）と判断できない倒木処理・流木処理等。
- ・待機や事前の立ち入り防止対策（セーフティーコーン等の簡易な安全施設用具の設置および立ち入り防止看板の設置）、交通整理や巡回巡視等の応急復旧工事または作業がない実績。
- ・海域における流出した油を拡散させる航行または放水等の作業。
- ・海域における流出した油等における警戒巡視等の応急復旧工事または作業がない実績。
- ・指示もしくは要請日・応急復旧工事または作業等の実施日時・内容等が不明な実績。

- ・「交付要領」第6条第3項に示されている「やむを得ず生じた空白時間」の前もしくは後に、やむを得ず生じた空白時間とは認められない空白時間がある実績。
- ・災害時における緊急復旧等ではないと判断した実績。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

四国地方整備局
企画部 技術管理課長

災害時における緊急復旧等の実績確認書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に、貴社より申請のあった、下記の
工事または作業が、四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定
災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領に示される
「災害時における緊急復旧等」であることを確認したので本書を
交付する。なお、本書の有効期限は、令和〇〇年〇〇月〇〇日ま
でとする。

記

工事または作業

内 容

開始日 令和 年 月 日

発注者

工事名

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

四国地方整備局
企画部 技術管理課長

災害時における緊急復旧等に関する通知

令和〇〇年〇〇月〇〇日に、貴社より申請のあった、下記の
工事または作業は、四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定
災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領
に示す「災害時における緊急復旧等」と確認できないことを通知
する。

記

工事または作業

内 容

開始日 令和 年 月 日

発注者

工事名

実績と確認できない理由

- ・四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第〇条第〇項に該当しない。
- ・四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第〇条第〇項により確認できない。
- ・その他